

情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会
AMRD 作業班（第3回） 議事要旨

1 日時

令和8年1月29日（木）10：35～11：25

2 場所

Web 会議（Teams）

3 出席者（敬称略、順不同）

[構成員]

福田主任、田北主任代理、今田構成員、宇津構成員、大木構成員、黒森構成員、山藤構成員、留置構成員、田根構成員、取香構成員、野口構成員、森構成員、山口構成員

[説明員]

日本無線株式会社 大槻氏

古野電気株式会社 園本氏

[事務局]

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 山野課長、伊藤課長補佐、川原官

4 配付資料

AMRD作3－1 自律型海上無線機器（AMRD）の技術的条件に関する報告（案）

AMRD作3－2 今後のスケジュール案

参考資料3－1 情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 AMRD 作業班
第2回会合議事要旨

参考資料3－2 航空・海上無線通信委員会運営方針

参考資料3－3 次世代 GMDSS 海上無線機器の技術的条件に関する調査報告書

参考資料3－4 AMRD 作業班 構成員一覧

5 議事概要

(1) 自律型海上無線機器（AMRD）の技術的条件に関する報告（案）について

事務局から資料3－1に基づき説明が行われた。その後、以下のとおり議論が行われた。

質疑の概要は次のとおり。

【IALA について】

野口構成員：IALA について非政府機関との記載があるが、2024年8月で政府間国際機関になっているため修正が必要と思われる。

事務局：確認して修正させていただく。

【電波防護指針について】

田根 構 員 : P. 25 の電波防護指針について、人体に接して利用する条件も想定されるため、無線設備規則第 14 条の 2 を適合の条件とするという総務省の考えに同意する。その上で、報告（案）では国際規格が参照されていないが、SAR の測定方法について国際規格としては IEC の 62209 と IEC の 62479 の 2 つがある。こちらについて言及せず、無線設備規則第 14 条の 2 の条件に適合していることを審査するという記載にするのか確認したい。

事 務 局 : 電波防護指針の測定方法等については電波環境課の所管にもなるため、改めて確認し、次回作業班の際にご回答させていただく。

【免許制度について】

JRC 大 槻 氏 : Group A に関しては、免許を要するという考え方で進めているかと思うが、Group B は免許不要局で進めるとの方向性が記載されている。Group B を免許不要局とする根拠は空中線電力が 100mW であるということかと思うが、一般的に免許不要局とする根拠は空中線電力になるのか。

事 務 局 : 免許不要局にするかについては検討段階であり、あくまで想定である。

JRC 大 槻 氏 : 資料上も想定となっていることは理解している。今後の制度的な話にはなるかと思うが、過去の同様な事例を確認する等、免許不要局にするための根拠をもう少し明確にしたほうがよいと考える。

田根 構 員 : Group A について、ECC（欧州無線規制）では免許制度で運用するという記載がある。それらも踏まえて国内での整備も進めていただきたい。

(2) 今後のスケジュール案について

事務局から資料 3 - 2 に基づき今後のスケジュール案について説明が行われ、以下のとおり質疑が行われた。

【次回作業班の開催形式について】

福 田 主 任 : 第 4 回の作業班はメール審議の形式になるとの理解でよいか。

事 務 局 : 第 4 回はメール検討形式を予定している。

(3) 全体的な質疑応答

以下のとおり質疑が行われた。

【その他事項について】

取 香 構 員 : 技術的条件の検討が最終的なフェーズに入ったことも踏まえ、会員から寄せられている要望や意見を発言させていただく。メーカーへの要望になるが、Group B の漁網等で使用を想定している無線機について、小型で軽量なもの、耐水性に優れたもの、費用は希望としては数万円から最大でも 10 万円程度のものを開発していただ

ければと考えている。また、既存の AIS 受信機でも受信可能なものにしていただきたい。通信距離についても 3～7 海里を確保していただきたい。また、海域や漁法によっては狭い範囲で使用することも考えられるため、目視ですぐ確認できるようなものにしていただきたいといった意見が出ていたので紹介させていただく。総務省側への意見について、まず、新たな機器の導入に向けご尽力いただき感謝している。現状、延縄漁業で使用されているものでは概ね 70 キロ程度の到達距離が必要になっている。当該到達距離を確保しつつ、軽量かつ低コストで導入可能な機器について、海外製品の活用も含めてご検討いただければと考えている。

事務局：いただいた要望については今後検討させていただく。

JRC 大槻氏：いただいた要望について、製品化するかは別として、技術的な見地から発言させていただく。距離については、今回の報告（案）にある実証実験の結果を参考にさせていただきたい。3～7 海里を確保したいとのご要望もあるかと思うが、実験結果からすると Group B は 4～5 キロほどになると思われる。また、AIS と Group B は周波数が違うため、既存の AIS 受信機では受信できないということが技術的条件から判断できると思われる。今後 AIS の機器に Group B の情報を取り込むことができるかについては別の検討になると思われる。

事務局：今後の進め方について補足させていただく。次回作業班はメール審議になるかと思うが、本日のご指摘を踏まえ修正した報告（案）を議論いただく予定。その後、航空・海上無線通信委員会に報告することとなる。その際、技術的条件（案）としては報告（案）の 45 ページ目以降の数ページに記載している内容となるが、作業班で検討いただいた内容は報告（案）としてとりまとめて適切に整理・反映させていただく。免許制度に係るご指摘について、今後の制度整備や運用面の対応に関しては、情報通信技術分科会での一部答申後の動きとなる。Group A は国際的な動向に合わせて免許を要する形になることが想定されるが、Group B については免許不要局のように簡便に使用いただける形を目指したいと考えている。免許制度については、今回の技術的条件に関する検討対象ではないが、可能な限り利用者の負担を軽減する形で容易に使用できるような制度の検討を今後進めていきたいと考えている。また、現在議論いただいている技術的条件については、ITU-R 勧告等の国際基準にハーモナイズした形で国内制度へ実装する方向となっており、海外製品を国内でも円滑に使用できるような基準になるものと考えている。他方で、今後、国内の制度整備が進むことに併せて、ぜひ国内メーカーの皆様にも魅力的な製品の開発等を進めていただくことを期待している。